資料 ブリュッセル（Ia）規則の改正と EU と日本との間の民商事事件に関する法的交流

ヴォルフガング・ハウ
芳賀雅顯／訳

Ⅰ．はじめに

有名な 1968 年 9 月 27 日のブリュッセル条約（EuGVÜ）[1] および 2000 年 12 月 22 日のブリュッセル（I）規則[2] に続き、2012 年 12 月 12 日のブリュッセル（Ia）規則[3] は、2015 年 1 月 10 日の施行以降、国際民事訴訟法の分野におけるヨーロッパ連合の最も重要な手段となっている。この規則は、一般的な民事および商事事件について、他の構成国裁判所による判決の承認および執行、さらに、複数の構成国における並行訴訟の処理、そして国境を越えた事件における構成国裁判所の審理管轄（Entscheidungszuständigkeit）を規定している。ただし、最後の問題については、被告が他の構成国に住所を有している場合にのみ原則として適用され、それ以外の場合は、（特定の例外を除き）構成国の法律に基づく裁判管轄が維持されている。

このヨーロッパと各国［独自の］の管轄規則が並存するという奇妙な状況は、政治的妥協によるものだが、必ずしも永続しなければならないものではない。という

1） Brüsseler Übereinkommen über die gerichtliche Zuständigkeit und die Vollstreckung gerichtlicher Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen, ABl. 1972 L 299/32.

2） Verordnung 44/2001 über die gerichtliche Zuständigkeit und die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen, ABl. 2001 L 12/1.

3） Verordnung 1215/2012 über die gerichtliche Zuständigkeit und die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen (Neufassung), ABl. 2012 L 351/1.

のも、ブリュッセル（Ia）規則第 79 条によれば、ヨーロッパ委員会は 2022 年 1 月までに、とくに「この規則の運用状況および国際レベルでの動向を考慮して、構成国に住所を持たない被告にも管轄規定が拡大されるべきかどうか」について報告することになっている。ヨーロッパ委員会は、驚くべき遅れをもって、2025 年 6 月 2 日にこの報告書を発表し[4]、ブリュッセル（I）システムの次の改革のためのスタートの合図を出した。つまり、我々は将来のブリュッセル（Ib）規則に向けて前進しており、2026 年にはその作業が活発化すると考えらえる。

こうした背景から、以下では、ブリュッセル（I）システムが、第三国、――特に日本――との法的交流にとって、現在、そして将来において、どのような意味を持つかについて言及する。つまり、第三国が関連する事案について、国際的な審理管轄（Entscheidungszuständigkeit）、並行訴訟、承認および執行に関する規則を、規則独自のルールとして創設すべきか、あるいは、すでに存在する規則がある場合、これを修正すべきかという問題である[5]。この点に関しては、議論の対象となるす

4） Bericht der Kommission an das Europäische Parlament, den Rat und den Europäischen Wirtschafts- und Sozialausschuss über die Anwendung der Verordnung (EU) 1215/2012 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 12. Dezember 2012 über die gerichtliche Zuständigkeit und die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen (Neufassung), COM(2025) 268. 同時に、2025 年 6 月 2 日には、英語版のみが利用可能なヨーロッパ委員会の作業文書が提出された。Commission Staff Working Dokument Accompanying the document The Report from the Commission to the European Parliament, the Council and the European Economic and Social Committee on the application of Regulation (EU) 1215/2012 of the European Parliament and of the Council of 12 December 2012 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (recast), SWD(2025) 135. これに先立ち、ヨーロッパ委員会は、2023 年 1 月に予備調査報告書を公表していた。Study to support the preparation of a report on the application of Regulation (EU) No 1215/2012 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (Brussels Ia Regulation) - Final Report, 2023.

5） この点については、すでに以下の文献があり、これに留意すること。*Hau*, Drittstaaten und die Revision der EuGVVO: Entscheidungszuständigkeit, Verfahrenskoordination, Anerkennung und Vollstreckbarkeit, IPRax 2025, 1. とくに承認に関する問題については、以下の文献がある。*Hau*, Unified European Rules on the Recognition and Enforceability of Third-Country Judgments, in: Liber Amicorum Piet Taelman, 2025, S. 467（以下においても公表されている。Law & Criminology Journal 2025, 5）.

べての選択肢について、その権限の十分な根拠が EU 機能条約第 81 条から導き出されると想定することができる[6)]。

Ⅱ．現状：ブリュッセル（Ia）規則と第三国

1. 審理管轄

ブリュッセル条約の伝統に従い、ブリュッセル（Ia）規則は、［構成国の］国内管轄法にかなりの程度適用範囲を残している。すなわち、このいわゆる残余管轄[7)]（*residual jurisdiction*）は、被告が第三国に住所を有している場合に原則として問題となるが（ブリュッセル（Ia）規則第 6 条第 1 項）[8)]、ブリュッセル（Ia）規則第 5 条第 2 項がヨーロッパ域内の法的交流から排除している、被告に不利となる過剰な管轄原因（die exorbitanten Zuständigkeitsgründe）も適用されることがありう

6） EU の立法権限の詳細については、たとえば、以下の文献を参照のこと。*Bachmann*, Universalisierung des Europäischen Zivilverfahrensrechts: Die unilaterale Erstreckung des Europäischen Zivilverfahrensrechts, 2020, S. 78 ff.; *Bidell*, Die Erstreckung der Zuständigkeiten der EuGVO auf Drittstaatensachverhalte, 2014, S. 33 ff.; *Laugwitz*, Die Anerkennung und Vollstreckung drittstaatlicher Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen - Rechtsvergleichende Betrachtung und europäische Regelungsoptionen, 2016, S. 408 ff.; *Leible*, Struktur und Perspektiven der justiziellen Zusammenarbeit in Zivilsachen, in: Leible/Terhechte (Hrsg.), Europäisches Rechtsschutz- und Verfahrensrecht, 2. Aufl. 2021, § 14 Rn. 52, 62 ff.; *Meeusen*, The Brussels Ibis Regulation and the prohibition of discrimination under EU primary law, in: Mankowski (Hrsg.), Research handbook on the Brussels Ibis Regulation, 2020, S. 285, 305.

7） この概念はブリュッセル（Ia）規則には見られないが、ブリュッセル（IIb）規則第 6 条および第 14 条にはある（Verordnung 2019/1111 vom 25.6.2019 über die Zuständigkeit, die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Ehesachen und in Verfahren betreffend die elterliche Verantwortung und über internationale Kindesentführungen, ABl. 2019 L 178/1）。

8） たしかに被告の住所が構成国内にあるものの、事案の事実関係がそれ以外［の要素との関係］では第三国とのみ関連している場合であっても、国内の管轄法が適用されるという従来の学説は、遅くともヨーロッパ司法裁判所（ECJ）の 2005 年 3 月 1 日判決（C-281/02）である *Owusu* 事件（ECLI:EU:C:2005:120）により、もはや時代遅れとなった。以下の文献も同様の指摘をする。*Hess*, Europäisches Zivilprozessrecht, 2. Aufl. 2021, Rn. 5.13 m.w.N.

る[9]。ただし、ブリュッセル（Ia）規則第 6 条第 1 項が掲げている特定の例外的場合においては、ブリュッセル（Ia）規則の管轄原因は、第三国の居住者に対する訴訟も対象としている[10]。すなわち、消費者法に関する事件および労働法に関する事件（第 18 条第 1 項および第 21 条第 2 項）[11]がそうであるし、さらに、構成国に専属的裁判管轄がある場合（第 24 条）または構成国に管轄の合意が締結されている場合（第 25 条）もそうである[12]。

ヨーロッパ司法裁判所（EuGH）の見解によれば、ブリュッセル（Ia）規則第 6 条は、出発点として、同規則がすべての事案について場所的・人的に適用されること、そして、EU［規則］は特定の状況においてのみ、その規制権限を構成国に委譲していると解されなければならない[13]。しかし、それは、この混合モデル、すなわち、ヨーロッパおよび各構成国の裁判管轄ルールの共存が当然のことであるということを意味するものではない。むしろ、ヨーロッパ共同体の商標に関する規則第 93 条は[14]、少なくとも一方の当事者が EU に所在しているかどうかとは無関係に

9） 構成国は、ブリュッセル（Ia）規則第 76 条第 1 項 (a) 号に基づき、自国の管轄原因をヨーロッパ委員会に通知しなければならない。以下を参照のこと。ABl. 2015 C 4/2 und C 390/10.

10） 被告の住所が EU 域内にあるか域外にあるかが判明せずに疑いが残るときは、ブリュッセル（I）規則による管轄規定の適用を維持すべきである。以下の判例を参照のこと。EuGH, 15.3.2012 - C-292/10, *de Visser*, ECLI:EU:C:2012:142.

11） 予備調査報告書（前掲・注 4）における実務上の適用事例報告（95 頁以降）を参照のこと。

12） また、いわゆる共同裁判所、すなわち欧州特許裁判所およびベネルクス裁判所に関するブリュッセル（Ia）規則第 71b 条（2014 年 5 月 15 日の規則第 542/2014 号により追加、Abl. 2014 L 163/1）も、第三国に居住する被告を対象としている。以下の文献を参照のこと。*Miglio*, The Jurisdiction of the Unified Patent Court: A Model for the Application of the Brussels Ia Regulation to non-EU Disputes?, in: Trunk/Hatzimihail (Hrsg.), EU Civil Procedure Law and Third Countries: Which Way Forward?, 2021, S. 127, S. 71.

13） この点を明示するのは、以下の判例である。EuGH, 7.2.2006 - Gutachten 1/03, ECLI:EU:C:2006:81, Rn. 148. 同箇所はブリュッセル（I）規則に関するものだが、ブリュッセル（Ia）規則にも妥当する。

14） OJ 1994 L 11/1. 現在は、2017 年 6 月 14 日付ヨーロッパ商標規則 2017/1001 第 125 条（OJ 2017 L 154/1）。また、2001 年 12 月 12 日付の共同体意匠規則第 6/2002 号第 82 条（OJ 2002 L 3/1）の並行規定にも留意すること。

適用される、ヨーロッパ法で完結した管轄制度を導入していた。この統一モデルは[15]、2008 年にブリュッセル（I）体系から切り離されたヨーロッパ扶養規則も踏襲している[16]。すなわち、同規則は、国内管轄法を援用することをもはや規定しておらず、いかなる要件の下で構成国裁判所が渉外扶養事件を取り扱うことができるかを最終決定する管轄規則を定めている（ヨーロッパ扶養規則第 3 条以下、第 10 条、および検討理由第 15 番以下を参照[17]）。その後、この統一モデルは、2012 年に相続事件（ヨーロッパ相続規則[18]第 4 条以下、第 15 条、および検討理由第 30 番以下）において、そして 2016 年に夫婦財産制（ヨーロッパ夫婦財産規則[19]第 4 条以下、第 15 条、および検討理由第 40 番以下；ヨーロッパ・パートナーシップ財産規則[20]第 4 条以下、第 15 条、および検討理由第 39 番以下）において採用された。

これに対して、ヨーロッパ委員会は、2010 年に、本稿の関心分野でもある一般民商事事件に統一モデルを導入するという提案を実現することができなかった[21]。むしろ、ヨーロッパ規則の立法者は、2012 年に、ブリュッセル（Ia）規則を制定

15） ときには、管轄権秩序の「普遍化」について言及されることがある。たとえば、以下の文献を参照のこと。*Bachmann* (o. Fn. 6), S. 21, und *Meeusen* (o. Fn. 6), S. 285, 305 (“universalization” ないし “worldwide coverage”).

16） Verordnung 4/2009 vom 18.12.2008 über die Zuständigkeit, das anwendbare Recht, die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen und die Zusammenarbeit in Unterhaltssachen, ABl. 2009 L 7/1.

17） その長所や適切な事例については、たとえば、以下の文献を参照のこと。*Hau*, Die Europäische Unterhaltsverordnung und das Haager Unterhaltsprotokoll in der deutschen Rechtspraxis, ZVglRWiss 115 (2016), 672.

18） Verordnung 650/2012 vom 4.7.2012 über die Zuständigkeit, das anzuwendende Recht, die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen und die Annahme und Vollstreckung öffentlicher Urkunden in Erbsachen sowie zur Einführung eines Europäischen Nachlasszeugnisses, ABl. 2012 L 201/107.

19） Verordnung 2016/1103 vom 24.6.2016 zur Durchführung einer Verstärkten Zusammenarbeit im Bereich der Zuständigkeit, des anzuwendenden Rechts und der Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Fragen des ehelichen Güterstands, ABl. 2016 L 183/1.

20） Verordnung 2016/1104 vom 24.6.2016 zur Durchführung der Verstärkten Zusammenarbeit im Bereich der Zuständigkeit, des anzuwendenden Rechts und der Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Fragen güterrechtlicher Wirkungen eingetragener Partnerschaften, ABl. 2016 L 183/30.

するに際して従来の混合モデルを維持した[22]。このような背景から、反 SLAPP 指令のアプローチは[23]、一貫性があり規律方法としては注目に値すると思われる。すなわち、第三国に住所を有する被告に対する損害賠償および費用償還請求訴訟については、［構成国の］国内管轄法を前提とするが、同指令第 17 条第 1 項は、構成国に対して、それらの場合について管轄を認める義務を課している（検討理由第 44 番を参照）[24]。

2. 並行訴訟の調整

2012 年のブリュッセル（I）新規則において、ヨーロッパ理事会はヨーロッパ委員会に一部譲歩し、委員会の提案に基づいて[25]、第三国との並行訴訟の取り扱いに関する統一規則を制定した。しかし、詳しく見ると、ブリュッセル（Ia）規則第 33 条以下もまた、それ自体が完結したヨーロッパ規則固有の規律ではない。なぜなら、一方では、ヨーロッパ法は、第三国で実施された競合訴訟を顧慮すべきかどうか、また、肯定するとした場合いかにして顧慮するのかという問題を、構成国における訴訟の審理管轄が特定のブリュッセル（Ia）裁判籍に基づく場合（第 33 条第 1 項、第 34 条第 1 項に列挙）に限定して答えており[26]、それ以外の場合

21） 2010 年 12 月 14 日に提出された「民事・商事事件における管轄権、判決の承認および執行に関する規則案」（COM[2010] 748）、その影響評価報告書（SEC[2010] 1547；ドイツ語要約：SEC[2010] 1548）および、その基礎資料として *Nuyts* が主導して作成された 2007 年の「残余管轄に関する研究 Study on Residual Jurisdiction」を参照のこと。これに関する詳細は、たとえば、以下の文献を参照のこと。*Bachmann* (o. Fn. 6), S. 124 ff.; *Bidell* (o. Fn. 6), S. 43 ff.; *Hau*, Gegenwartsprobleme internationaler Zuständigkeit, Festschrift Bernd von Hoffmann, 2012, S. 617.

22） 婚姻の地位および親子関係に関する事件についても、依然として同様の扱いとなる。ブリュッセル（IIb）規則第 6 条および第 14 条を参照のこと。

23） Richtlinie 2024/1069 vom 11.4.2024 über den Schutz von Personen, die sich öffentlich beteiligen, vor offensichtlich unbegründeten Klagen oder missbräuchlichen Gerichtsverfahren (公的関与者に対する戦略的訴訟 strategische Klagen gegen öffentliche Beteiligung), ABl. L 2024/1069 vom 16.4.2024.

24） この点については、以下の文献を参照のこと。*Stein*, Die Anti-SLAPP Richtlinie - Mindestharmonisierung nationalen Zivilprozessrechts zum Schutz vor Einschüchterungsklagen, IPRax 2025, 552, 559 f.

25） 以下の文献を参照のこと。KOM(2010) 748, dort Art. 34.

は、――優先する条約法を除いて[27]――、国内法が依然として基準となるからである[28]。また、他方では、ブリュッセル（Ia）規則第 33 条第 1 項（a）号、第 34 条第 1 項（b）号に基づき要求される肯定的な承認予測（positive Anerkennungsprognose）は、この点についての統一ルールが存在しないため、通常、国内法に基づいて行わなければならない（この点については、II. 3）。

3. 承認と執行

承認と執行については、第三国の問題は当事者の住所地ではなく[29]、判決国をめぐって生じる。まず、ブリュッセル（Ia）規則第 36 条第 1 項、第 39 条、第 58 条第 1 項、および第 59 条は、他の構成国における判決、裁判上の和解、および公の証書のみを対象としている[30]。同時に、ブリュッセル（Ia）規則第 33 条第 1 項（a）号および第 3 項、第 34 条第 1 項（b）号および第 3 項からは、第三国で下された判決の承認は（ここでも関連する条約法に従うことが留保されるが[31]）、国内法によって定まることがわかる。また、ヨーロッパ委員会も、これまで、第三国に

26） 法政策的批判については、以下の文献を参照のこと。*Domej*, Das Verhältnis nach „außen“: Europäische v. Drittstaatensachverhalte, in: von Hein/Rühl (Hrsg.), Kohärenz im Internationalen Privat- und Verfahrensrecht der Europäischen Union, 2016, S. 90, 95 f.

27） アイスランド、ノルウェーおよびスイスとの関係については、2007 年ルガノ条約第 27 条以下を参照のこと（Übereinkommen über die gerichtliche Zuständigkeit und die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen vom 30. Oktober 2007, ABl. 2009 L 147/5）。

28） ドイツ法（民事訴訟法第 261 条第 3 項第 1 号を類推適用）については、たとえば、以下の文献を参照のこと。*Linke/Hau*, Internationales Zivilverfahrensrecht, 9. Aufl. 2024, Rn. 7.26 ff.; *Schack*, Internationales Zivilverfahrensrecht, 8. Aufl. 2021, Rn. 889 ff.

29） この点を明らかにしているのは、検討理由第 27 番である。確かに、1957 年 3 月 25 日の欧州共同体条約（EWGV）第 220 条は、締約国に対して、たんに「自国の国民のために」承認および執行を確保することを義務付けていたに過ぎないが、1968 年のブリュッセル条約（EuGVÜ）はこれを明らかに無視し、名義の債権者がどこに居住するのかによる区別を行わない規定を設けた。これについては、以下を参照のこと。*Hau*, Der Drittstaatsansässige als „Fremder“ im Rahmen der europäischen justiziellen Zusammenarbeit in Zivilsachen, Festschrift Herbert Kronke, 2020, S. 139, 140 f.

30） 別段の断りがない限り、判決に関する以下の考察は、和解および証書についても同様に妥当する。

関する事例について、規則独自のルールを制定するための提案を控えており[32]、2025 年 6 月 2 日の委員会報告書はこの問題について言及していない。

しかし、ヨーロッパ法は、構成国に対して承認法に関する基準を設けることを決して放棄しているわけではない。むしろ、特定のケースにおいて、構成国が第三国の判決を承認または執行することを禁止する二次法（sekundärrechtliche Vorschriften）が存在する。これは、EU 一般データ保護規則（DSGVO）[33]第 48 条および反スラップ指令[34]第 16 条に当てはまる。さらに、構成国が第三国と二国間の承認に関する条約を締結しようとする場合、EU は発言権（Mitspracherecht）を有している[35]。また、これまでの権限構造を不明確にする、ヨーロッパ司法裁判所（EuGH）の最近の判決が指摘されなければならない。すなわち、構成国裁判所が、第三国の判決に基づき、略式審査を経て支払命令を含む執行決定を下した場合、ヨーロッパ司法裁判所によれば、当該第三国の判決を組み込んだその決定（Beschluss）は、ブリュッセル（Ia）規則第 2 条（a）号および第 39 条にいう判決（Entscheidung）であり、他の構成国において承認および執行されなければならない[36]。これにより、ヨーロッパ司法裁判所は、事実上、構成国に対して二重の執行許可（Doppelexequatur）を要求し、また、第三国で下された判決の承認可能性を自ら定める、現行法上の（*de lege lata*）構成国の権限を弱めている[37]。

31） 以下に注意すること。2007 年ルガノ条約第 32 条以下、2005 年 6 月 30 日のハーグ管轄合意条約（ABl. 2009 L 133/3）第 8 条以下、2019 年 7 月 2 日の外国判決の承認及び執行に関するハーグ条約（ABl. 2022 L 187/4）第 4 条以下。

32） 以下を参照のこと。KOM(2010) 748, S. 5.

33） Verordnung 2016/679 vom 27.4.2016 zum Schutz natürlicher Personen bei der Verarbeitung personenbezogener Daten, zum freien Datenverkehr und zur Aufhebung der Richtlinie 95/46/EG (Datenschutz-Grundverordnung), ABl. 2016 L 119/1.

34） これについては、以下を参照のこと。*Stein*, IPRax 2025, 552, 558 f.

35） 以下を参照のこと。Beschluss 2024/593 vom 7.2.2024 über die Ermächtigung Frankreichs zur Aushandlung eines bilateralen Abkommens mit Algerien über die justizielle Zusammenarbeit in Zivil- und Handelssachen, ABl. L 2024/593 vom 16.2.2024; Kommissionsvorschlag: COM(2023) 65. 第三国となされた従前の二国間条約の継続については、ブリュッセル（Ia）規則第 73 条第 3 項を参照のこと。

36） EuGH, 7.4.2022 - C-568/20, *J/H*, ECLI:EU:C:2022:264.

Ⅲ．審理管轄

1. 大きな解決策――統一モデルへの新たな取り組み

前述のように、ヨーロッパ委員会は、2010 年にブリュッセル（I）の管轄規則の適用を第三国在住の被告にも拡大することを提案していた。すなわち、第三国在住の被告に対しても、統一されていない［各構成国法上の］残余的管轄権ではなく、規則独自の裁判管轄のみが適用されるようになり、さらに、財産所在地管轄および緊急管轄がブリュッセル（Ia）規則に新たに追加される予定だった（詳細は III. 2. a)。2025 年 6 月 2 日の委員会報告書で、たしかにヨーロッパ委員会は、その提案についてかなり曖昧な表現で述べているが、従前の提案はなお検討に値すると考えていることを示している[38]。

このような大きな解決策を提案する根拠として、委員会は、当時、各国の管轄制度に著しい相違があることが、とりわけ第三国の取引相手と取引を行う EU 企業の法的保護を制限しているとの指摘をした[39]。ブリュッセル（I）規則の諸々の管轄原因のうち、いずれかが国内法にまったく欠けている場合、または［規定はあるものの］ヨーロッパのルールよりも遅れている場合、第三国に居住する被告は、構成国に住所を有する被告よりも有利な立場となる可能性がある。実際、例えばドイツ民事訴訟法には、ブリュッセル（Ia）規則第 8 条第 1 項に相当する、受動的共同訴訟の裁判管轄は規定されておらず、また、ドイツ民事訴訟法第 39 条は、管轄を根拠づける被告の異議なき応訴について、ブリュッセル（Ia）規則第 26 条よりも、はるかに厳しい要件を定めている。

37） 以下に注意のこと。*Hess*, Exequatur sur exequatur (ne) vaut? - Der EuGH erweitertet die Freizügigkeit von Drittstaatenurteilen nach Art. 39 ff. Brüssel Ia-VO, IPRax 2022, 349; *Oppolzer*, Das Doppelexequatur im Anwendungsbereich der Brüssel Ia-VO und dessen Begrenzung durch den ordre public, EuZW 2022, 516; *Tsikrikas*, Neuere Entwicklungen in der Rechtsprechung des EuGH zur grenzüberschreitenden Anerkennung und Vollstreckung von Exequatururteilen, ZZPInt 27 (2022), 75.

38） 以下を参照のこと。COM (2025) 268, S. 5 f., これを要約すると、「したがって、将来この規則が見直される際には、管轄規定を、被告の住所が EU 域外にある紛争にも適用を拡大する可能性について、さらに検討することが考えられる。」と。

39） KOM(2010) 748, S. 3. 詳細は以下を参照のこと。SEC(2010) 1547, S. 19 ff. また、検討されている検討理由第 16 番および第 17 番にも注意のこと。

これまでの混合モデルからの脱却が、特に影響力のあるヨーロッパ国際私法グループ（GEDIP）[40]によって、またその他の学説からも強く求められている[41]。特に英国が EU から離脱（ブレグジット）した後、統一的な EU 管轄規則が有意義であると考えられている[42]。もっとも、日本などの他の第三国との関係においても、統一モデル（つまり大きな解決策）は歓迎されるだろう。なぜなら、それにより、ヨーロッパ法上のルールと各国のルールとの間に内包される境界問題が解消され、一貫性のあるヨーロッパの管轄体系は、従来の成文および不文の残余管轄が入り混じった雑多な制度[43]よりも優れているからである[44]。国境を越えた権利実現に際して

40） 以下を参照のこと。*GEDIP*, Consolidated version of a proposal to amend Regulation 44/2001 in order to apply it to external situations (Bergen 2008, Padua 2009, Copenhagen 2010).

41） 近年の文献としては、とりわけ以下のものを参照のこと。*Bachmann* (o. Fn. 6), S. 130 f.; *Bidell* (o. Fn. 6), S. 299 ff.; *Bonomi*, European Private International Law and Third States, IPRax 2017, 184, 185 ff.; *Domej* (o. Fn. 26), S. 90, 92 ff.; *Henckel*, The Brussels Ibis reform, third state defendants and the Dutch experience, NIPR 2025, 3; *Hess* (o. Fn. 8), Rn. 5.24; *Lutzi/Wilke*, Brüssel Ia extendenda est? - Zur Zukunft der internationalen Zuständigkeit deutscher Gerichte in Zivil- und Handelssachen nach Ausweitung der Brüssel Ia-VO, RabelsZ 86 (2022), 841, 866 ff.; *Meeusen* (o. Fn. 6), S. 285, 304 ff.; *Müller*, Die Notzuständigkeit im europäischen und deutschen Internationalen Zivilverfahrensrecht, 2023, S. 412 ff.; *Moura Vicente*, IPRax 2023, 221, 225 f.

42） たとえば、以下の文献を参照のこと。*Bachmann* (o. Fn. 6), S. 173 ff. 英国の観点からは、以下の文献を参照のこと。*Ungerer*, Extending the Brussel Ia-Regulation to Third State Defendants - Cui Bono?, in: *Lutzi/Piovesani* (Hrsg.), Jurisdiction Over Non-EU Defendants: Should the Brussels Ia Regulation be Extended?, 2023, S. 305. また、英国を第三国として管轄法上扱うことについては、以下も参照のこと。BGH, 7.10.2025 - II ZR 112/24, MDR 2025, 1492.

43） 残余管轄権の制度については、*Lutzi/Piovesani*（前掲・注 42 参照）第 III 部の 17 カ国の報告書を参照のこと。

44） 管轄法におけるヨーロッパでの統一に向けた独自の意義については、たとえば、以下を参照のこと。*Lutzi/Wilke*, RabelsZ 86 (2022), 841, 872 ff. また、民事事件における司法協力の将来に関するヨーロッパ理事会の結論（2019/C 419/02、OJ 2019 C 419/6）も参照のこと。すなわち、「現存の EU の法的枠組みは、可能な限り利用しやすいものであるべきである」とするが、*Poesen*, Civil Litigation Against Third-Country Defendants in the EU, CMLR 59 (2022), 1597, 1631 は趣旨を取り違えており、法の明確性の観点から、既存の組み合わせモデルを維持することが合理的であると主張している。

は、管轄の明確性という利益に鑑みて、構成国のルールに「留保 Reservate」や「排他的な聖域 exklusiv verbleibende Rückzugsgebiete」を認めることは問題があると思われる[45]。また、残余管轄の最も合理的な構成について、これまで実りのあるアイデアの競争が行われていたとは言えないし、すべての構成国が、事件数としてはむしろ稀な第三国に関する事案について、特別なルールを用意しなければならないということは、むしろ負担が問題となる[46]。なお、このような考えは、EU レベルでの統一的な裁判管轄の創設を見送り、その代わりに、統一化をせずに各国の管轄制度に関する規定を設けるという、反 SLAPP 指令のモデルにも反する（上記 II. 1）。

また、特に、土地管轄規定を二重機能的に適用するドイツの伝統的な解決策は[47]、保存すべき国家的財産というよりは、むしろ、土地管轄と国際裁判管轄の間に横たわる相違点を見えにくくし、法的交流を複雑にし、願わくば、すぐにでも教条主義博物館（dogmengeschichtliches Museum）に収蔵されるべき、利用者に不親切な一時しのぎの仕組みであることは明らかである[48]。特に、悪名高いドイツの財産所在地管轄（二重機能的な適用をした場合における、民事訴訟法第 23 条第 1 文）については、――すでに 2010 年に提案されたように――、将来のブリュッセル（Ib）規則が、機能的には同等であるが厳格な規定を設ける場合には、誰もそのことを残念に思わないであろう（下記 III. 2. a）。

この大きな解決策によれば、ハーグ国際私法会議との対立の可能性もなくなるであろう。しかし、2012 年、このことを考慮してブリュッセル（Ia）規則の拡大を見送るべきだと考えた人々は見当違いだった[49]。すなわち、1990 年代に交渉され

45） 引用符付きの諸概念は、*Roth*, Zum Bedeutungsverlust des autonomen Internationalen Zivilprozessrechts, in: Roth (Hrsg.), Europäisierung des Rechts, 2010, S. 163, 170 und 181 による。同論文は、国内管轄法の維持を主張する。以下の文献も同様である。*Magnus/Mankowski*, Brussels I on the Verge of Reform, ZVglRWiss 109 (2010), 1, 9.

46） たとえば、以下の文献は明確にそのように説く。*Domej* (o. Fn. 26), S. 90, 94.

47） この点については、たとえば、以下の文献を参照のこと。*Linke/Hau* (o. Fn. 28), Rn. 4.2; *Schack* (o. Fn. 28), Rn. 288 f.

48） 民事訴訟法（ZPO）には、依然として家庭非訟事件手続法（FamFG）第 105 条に相当する明確な規定が欠けている。

た管轄権プロジェクトは失敗に終わり[50]、この間に議論されている後続のプロジェクトは、国際的な審理管轄に関する方法ではなく、並行訴訟の処理のみに関するものだったからである[51]。

大きな解決策の利点が優勢であるとしても、その実施が大きな苦労を伴わないというわけではない。すなわち、ブリュッセル（I）管轄規則の場所的・人的な拡大は、数量的により多くの事件に影響を与えるだけでなく、構造全体にも影響を及ぼすからである。これは、被告の住所地によって定まる普通裁判籍（ブリュッセル（Ia）規則第 4 条）での訴訟が、管轄法上理想的なケースであり、これによってすべての特別裁判籍が制限的に解釈されるべきであるとする、ヨーロッパ司法裁判所（EuGH）の確定判例からも明らかである[52]。しかし、この「被告住所地 *actor sequitur forum rei*」原則の過大評価は、すでに現行法でも疑問視されており、ヨーロッパ司法裁判所によっても決して一貫して堅持されているわけではない[53]。しかし遅くとも、被告が第三国に居住しており、それゆえ EU 域内に普通裁判籍が認められない事件を構成国裁判所が頻繁に扱うようになった場合には、ヨーロッパ司法裁判所は、その厳格な原則・例外の理解を見直さなければならないだろう。

49） 当時の立法経過に関する資料については、以下の文献を参照のこと。*von Hein*, Die Neufassung der Europäischen Gerichtsstands- und Vollstreckungsverordnung, RIW 2013, 97, 101.

50） この点については、たとえば、以下の文献を参照のこと。*Schulz*, Die EU und die Haager Konferenz für Internationales Privatrecht, in: von Hein/Rühl (o. Fn. 26), S. 110, 125 ff.; モノグラフィーとしては、以下がある。*Jueptner*, A Hague Convention on Jurisdiction and Judgments - Why did the Judgments Project (1992–2001) Fail?, 2023.

51） ハーグ会議のホームページ（www.hcch.net/en/projects/legislative-projects/jurisdiction、最終アクセス日：2025 年 12 月 12 日）には、これに関する「並行訴訟および関連訴訟に関する将来の条約の草案」やその他の情報が掲載されている。

52） すでに同様の判断を行っているものとして、以下の判決がある。EuGH, 27.9.1988 - C-189/87, *Kalfelis ./. Schröder*, ECLI:EU:C:1988:459. お題目を唱えるのと同じように述べる最近のものとして、以下の判決がある。EuGH, 14.9.2023 - C-393/22, *EXTERIA ./. Spravime*, ECLI:EU:C:2023:675.

53） 批判については、たとえば以下の文献に注意のこと。*Geimer*, in: Geimer/Schütze (Hrsg.), Europäisches Zivilverfahrensrecht, 4. Aufl. 2020, Art. 7 EuGVVO Rn. 1; *Linke/Hau* (o. Fn. 28), Rn. 4.17.

2. 小さな解決策――混合モデルを維持し、部分的に拡大する

小さな解決策としては、原則として混合モデルを維持し、そして、それとともに第三国に居住する被告に対する訴訟の残余管轄権を維持するが、それと同時に、ブリュッセル（Ia）規則に新たな管轄原因を追加し、さらに、既存のブリュッセル（I）規則の管轄権のうち少なくとも一部分を、場所的・人的観点から拡大することが考えられる[54]。

a）新しいブリュッセル（I）裁判籍

2010 年のヨーロッパ委員会の計画によれば、ブリュッセル（I）規則の管轄体系は、規則独自の新しい財産所在地管轄によって補完される予定だったが[55]、その管轄は第三国の被告との関係についてのみ、そして、一般ルールに基づく場合には、EU 域内に他の管轄原因が認められないときにのみ適用されるものであった[56]。それによって過剰管轄とならないよう、ヨーロッパ委員会は、財産の価額が請求額に対して不均衡であってはならず[57]、また、紛争が、受訴裁判所が所在する構成国と十分な関連性を示していなければならないことを提案した。実際、このような限定的な財産所在地管轄は検討に値するものであり[58]、学説上議論されている、米国をモデルとした EU 域内での事業活動（doing business in the EU）に基づく第三国企業に対する新たな管轄を創設するという考えよりも、確かに理にかなっていると言えよう[59]。

54） この点については、たとえば、*Pfeiffer*, Die Fortentwicklung des Europäischen Prozessrechts durch die neue EuGVO, ZZP 127 (2014), 409, 415 f. が、2010 年のヨーロッパ委員会の計画は時期尚早であったと指摘する。

55） KOM(2010) 748, dort Art. 25.

56） これに対して、他の規則では、補完的管轄権（ヨーロッパ扶養規則第 6 条を参照）あるいは補助的管轄権（ヨーロッパ相続規則第 10 条、ヨーロッパ婚姻財産規則 / ヨーロッパ・パートナーシップ財産規則第 10 条を参照）を規定している。

57） この制限は、ブリュッセル（Ia）規則第 71b 条第 3 項の条文には明記されていないが、規則 542/2014 の検討理由第 7 番第 3 文から明らかである。

58） ヨーロッパ委員会が提案した財産所在地管轄に関する残された解釈上の問題については、以下の文献を参照のこと。*Hau*, Festschrift von Hoffmann (o. Fn. 21), S. 617, 625 ff. 過度に批判的な見解として、以下の文献がある。*Stadler/Klöpfer*, ZEuP 2015, 732, 748 ff.

しかし、原告側の司法保護請求権（Justizgewährungsanspruch）を保護するために財産所在地管轄が必要と思われるすべてのケースは、すでに2010年にヨーロッパ委員会によっても支持された新しい緊急管轄（*forum necessitatis*）によってカバーされるため、ヨーロッパ法上の財産所在地管轄は不要となる可能性がある[60]。このような制度をヨーロッパレベルで導入することは、かねてから求められており[61]、最近では、EUで、第三国に居住する被告に対する、いわゆる人権訴訟の法廷地を認める要望が特に強まっている[62]。後者を限定的にしか意味がないと考える人々も、管轄の消極的抵触を回避することが、管轄権の明確化のためにEUが追求すべき規制目標であることを認めるだろう。したがって、ヨーロッパ規則の立法者が、そのほかの点において、構成国に対して国内管轄権に関する裁量の余地を残すという小さな解決策を維持する場合でも、将来のブリュッセル（Ib）規則に緊急管轄を採用することは妨げられないであろう。緊急管轄（forum necessitatis）の具体的な構成に関しては、2010年のヨーロッパ委員会の提案には[63]、特に、現行の並行規定であるヨーロッパ扶養規則第7条、ヨーロッパ夫婦財産規則およびEUパートナーシップ財産規則第11条、ならびにヨーロッパ相続規則第11条よりも、適切に若干広げて定義されている点など、いくつかの利点がある。なぜなら、これらの規定は、第三国での権利追及それ自体が可能かつ妥当であるにもかかわらず、その国で下される、あるいはすでに下された判決がEU域内で効力を拡張しない場合であったとしても、正当な緊急管轄の利益が特に存在しうることを明確には表現していないからである。

59） つぎの文献は以前の提案から方針を転換した。*Hess/Althoff/Bens/Elsner*, The Reform of the Brussels Ibis Regulation - Academic Position Paper (Version as of 22 May 2024), Vienna Research Paper 2024, S. 19 f.

60） KOM(2010) 748, dort Art. 26.

61） たとえば、以下を参照のこと。*Hau*, Grundlagen der internationalen Notzuständigkeit im Europäischen Zivilverfahrensrecht, Festschrift Athanassios Kaissis, 2012, S. 355; *Hess/Althoff/Bens/Elsner* (o. Fn. 59), S. 20 f.

62） より詳細は、以下を参照のこと。*Müller* (o. Fn. 41), S. 418 ff.; *Stürner/Pförtner*, Residual Jurisdiction: Back to the Future?, in: Trunk/Hatzimihail (o. Fn. 12), S. 53; Vorstudie (o. Fn. 4), S. 219 ff. 以下にも注意のこと。COM(2025) 268, S. 6.

63） これに対して、以下の文献は批判的すぎる。*Stadler/Klöpfer*, ZEuP 2015, 732, 750 ff.

b）既存のブリュッセル（I）裁判籍の拡大

小さな解決策の枠組みにおいて、現行ブリュッセル（I）規則の管轄原因の一部を、場所的・人的観点から拡大することが合理的であることの最も顕著な例は、ブリュッセル（Ia）規則第 8 条第 1 項に基づく受動的共同訴訟の裁判籍（der Gerichtsstand der passiven Streitgenossenschaft）である。［同規則第 8 条第 1 項の］柱書（「構成国の高権領域内に住所を有する者」）を文字通り参照して、ヨーロッパ司法裁判所は、これまで、この規定を第三国に住所を有する共同被告に適用することは排除されていると考えてきた[64]。したがって、例えば東京の共同被告の応訴義務（Gerichtpflichtigkeit）は、現行法では、ブリュッセル（Ia）規則第 6 条第 1 項に基づき、［各構成国の］国内管轄法によって決定されるが、これは、ドイツなど、受動的共同訴訟の国際的裁判管轄を認めていない構成国にとっては不都合である。ヨーロッパ司法裁判所は、今後もその立場をほとんど変更しないと思われるため[65]、規則の立法者は改善策を講じるべきである。この問題点については、ここでも、いわゆる人権訴訟に関して特に強調されている[66]。

さらに、第三国に居住している被告に対する適用拡大が、契約（第 7 条第 1 号）、営業所（第 7 条第 5 号）、不法行為（第 7 条第 2 号）に関するブリュッセル（I）規則の裁判籍について議論されている[67]。また、ブリュッセル（Ia）規則第 26 条についても明確化の必要性がある。なぜなら、この規定が、第三国に居住する被告による異議なき応訴の場合をも対象とするのか[68]、また、その場合にブリュッセル（Ia）規則第 6 条第 1 項に基づき、構成国法が適用されるのか否かが、これまで不明確だったからである。規則の立法者は、この問題に取り組むべきであり[69]、その

64） EuGH, 11.4.2013 - C-645/11, *Sapir*, ECLI:EU:C:2013:228.

65） この点について、すでに解釈論を展開するのは、たとえば以下の文献である。*Schack* (o. Fn. 28), Rn. 443 m.w. N.

66） この点については、以下の文献を参照のこと。Vorstudie (o. Fn. 4), S. 219 ff.

67） 以下の文献に留意のこと。*Hess/Althoff/Bens/Elsner* (o. Fn. 59), S. 16 ff.　同書では、契約管轄および営業所在地管轄についてはその適用範囲の拡大を推奨しているが、不法行為地管轄については推奨していない。

68） 以下の判決は、このことを肯定している。BGH, 21.7.2023 - V ZR 112/22, NJW 2023, 3013 Rn. 7 ff.

69） 従来の議論状況を示す以下の文献も、同様である。*Moura Vicente*, IPRax 2023, 221, 225.

際には、第 26 条の場所的・人的適用範囲を、ブリュッセル（Ia）規則第 25 条と同様に広く解釈することが妥当である。

3. 第三国の被告の保護

2010 年のヨーロッパ委員会の提案およびその後の議論で中心となったのは、ブリュッセル（I）規則の管轄体系を大きく拡大するか、あるいは小さく拡大するかによって、構成国の裁判所において、構成国の原告が第三国の被告に対して権利追及をすることがどの程度改善されるのかという問題であった。法治国家に基づく管轄制度は被告の利益を決して軽視してはならないということを考慮する限り、こうした考え方に異論を唱えることはできない[70]。すなわち、今回の改革は、単に原告や被告の保護に関する問題ではなく[71]、原告と被告の正当な利益を特定し、そのバランスを図ることを目指している。

この点では、日本などの第三国の被告に対する大きな解決策は、各国の国内法による過剰管轄を排除することになり、大きな成果となるだろう。規則の立法者が、従来からの混合モデルを維持したいと考えた場合、少なくとも、構成国が管轄に関する法律で規定することが許されない、特に不適切あるいは時代遅れとなっている管轄原因のリストを作成することは許されよう[72]。そして、少なくとも、ブリュッセル（Ia）規則の第 6 条第 2 項とは一線を画すべきである。すなわち、この規定は、国内法で依然として規定されている内国人の特権（Inländerprivileg）[73]を、問題となっている構成国に居住する外国人の原告にも拡張することを要求することを通じて、第三国に居住する被告を不利に扱っている。ブリュッセル条約［時代］にすでに多くの批判を受けていたこの規定は[74]、もはや廃止されるべきであり、また、従来からの内国人特権とともに廃止されるのが一番望ましい。

70） 以下の文献は、これを明示する。*Meeusen* (o. Fn. 6), S. 285, 308.　また、以下の文献も参照のこと。Vorstudie (o. Fn. 4), S. 92 f.

71） そのことを明確に述べるのは、以下の文献である。*Poesen*, CMLR 59 (2022), 1597, 1608 ff.

72） 以下の文献を参照のこと。*Bonomi*, IPRax 2017, 184, 185 f.（ただし同論文は、大きな解決策を説得的に支持している）.

73） 詳細は以下の文献を参照のこと。*Kunkler*, Das internationale Zivilverfahren im französischen Rechtskreis, 2010, S. 162 ff.

大きな解決策と小さな解決策のどちらを選ぶかに関わらず、新たに制定される管轄規則は、第三国の被告に対する応訴義務（Gerichtspflichtigkeit）を、法治国家の観点から許容される範囲を超えて拡大してはならないことは明らかである[75)]。さらに一歩進んで、ヨーロッパにおいて双方の当事者に適用される法政策的に必要な管轄に関する保護の基準を、第三国の当事者に原則としてすべて認めることが検討されている。たしかに、ブリュッセル（Ia）規則は、EU 域内の消費者に対して、第三国の企業に対する法廷地を設けている（第 17 条第 2 項、第 18 条第 1 項）が、第三国に居住する消費者に対して、EU 内の企業による訴訟からの保護を提供していない[76)]。これは、法政策的には問題であり、また、ヨーロッパ督促手続規則第 6 条第 2 項とも整合しないように思われるが[77)]、この規定は第三国に居住する消費者に対するヨーロッパ督促手続の実施を排除している[78)]。

同様に、大きな解決策にするか、小さな解決策を採用するかに関係なく、ブリュッセル（Ia）規則第 28 条を見直す状況にある。すなわち、検討されているブリュッセル（I）管轄規則の裁判籍が第三国の居住者も対象とする場合であっても、欠席事件（Säumnisfall）の場合における裁判管轄審査の要求がなされるのは、被告が構成国に住所を有する場合のみであった。これは法治国家の観点から不十分であり[79)]、修正されるべきであろう[80)]。

74） 近年の動向や第三国からの視点については、たとえば、以下の文献を参照のこと。*Symeonides*, An Outsider's View of the Brussels Ia, Rome I, and Rome II Regulations, Lex & Forum 3 (2022), 547. さらに以下の文献も参照のこと。*Hau*, Festschrift Kronke (o. Fn. 29), S. 139, 142; *Meeusen* (o. Fn. 6), S. 285, 296 ff.; Vorstudie (o. Fn. 4), S. 92 f.

75） ヨーロッパ委員会は 2010 年、第三国が、提案された財産所在地管轄権を「マイルドな過剰管轄権ルール（mildly exorbitant rule of jurisdiction）」と考えたとしても、これに対して異議を唱えることはないだろうと予想していた。以下の文献を参照のこと。SEC (2010) 1547, S. 27.

76） ブリュッセル（Ia）規則第 6 条第 1 項が適用される限り、同規則第 18 条第 2 項は、第三国に住所を有する消費者である被告に有利には作用しない。

77） Verordnung 1896/2006 vom 12. Dezember 2006 zur Einführung eines Europäischen Mahnverfahrens, ABl. 2006 L 399/1.

78） 以下の文献を参照のこと。*Gruber*, in: Rauscher (Hrsg.), Europäisches Zivilprozess- und Kollisionsrecht, Bd. II, 5. Aufl. 2022, Art. 6 EG-MahnVO Rn. 12.

4. 第三国の被告に関する議論を超えた問題

第三国問題に関する管轄権の議論は、しばしば、ブリュッセル（Ia）規則第 79 条第 2 文のように、被告が構成国に住所を有していない場合に限定される。しかし、被告が EU 域内に居住しており、したがってブリュッセル（Ia）規則第 4 条第 1 項にいう普通裁判籍がここで生じている場合であっても、今回の改正において検討に値する状況がある。これを 2 つの例を用いて概説したい[81]。

a）反射的効果（Effet réflexe）

まず、よく知られた反射的効果（Effet réflexe）の問題について言及する。すなわち、広く普及しているものの、議論の余地のある見解によれば、第三国（例えば日本）が自国の不動産について専属管轄を主張し、その国で下された判決が EU 域内で承認可能な場合には、ブリュッセル（Ia）規則第 24 条第 1 号で規定されている不動産に関する専属管轄と鏡像的に対照させて（spiegelbildlich）、構成国裁判所は国際裁判管轄を有しないとされる[82]。この見解に従うべきかどうか、あるいはそのような場合には、構成国の裁判所はブリュッセル（Ia）規則第 4 条以下に基づき管轄を有することができるかどうかについては、2012 年の改正では明らかにされていない。検討理由第 24 番第 3 文は、当時新たに導入された第三国での訴訟係属に関するルールに関連して、この問題を示唆しているだけで、ブリュッセル（Ia）規則第 24 条に関する明確な解決策を提示していない。特許事件（ブリュッセル

79） すでに以下の文献は、批判的であった。*Kropholler*, Problematische Schranken der europäischen Zuständigkeitsordnung gegenüber Drittstaaten, Festschrift Murad Ferid, 1988, S. 239, 243.

80） このことはすでに KOM(2010) 748 の第 28 条で提案されていた。また、ブリュッセル（IIb）規則第 19 条の並行規定も、被告を区別することなく保護している。

81） さらに、供給地または役務提供地（Liefer- oder Dienstleistungsort）が第三国にあるという理由だけでブリュッセル（Ia）規則第 7 条第 1 項（b）が適用されない場合に、同規則第 7 条第 1 項（c）および（a）を適用することが妥当かどうかという問題を改めて検討する価値がある。この点については、すでに以下の文献があるので参照のこと。*Hau*, Festschrift von Hoffmann (o. Fn. 21), S. 617, 624 f.

82） そのように説くのは、たとえば、以下の文献である。*Hess* (o. Fn. 8), Rn. 5.15 f.; *Schack* (o. Fn. 28), Rn. 383. これに反対するは、以下の文献である。*Roth*, in: Stein, ZPO, 24. Aufl. 2024, § 24 ZPO Rn. 6; *Mankowski*, in: Rauscher (o. Fn. 78), Bd. I, 5. Aufl. 2021, Art. 24 Brüssel Ia-VO Rn. 9 ff.

（Ia）規則第 24 条第 4 号）において、ヨーロッパ司法裁判所は、第三国の特許が問題となる場合でも、EU 域内の被告の普通裁判籍での訴訟が可能であると、最近になって判決を下した[83]。しかし、不動産に関しては依然として最上級審の判決がなく、規則の立法者が規則を制定することが望ましい[84]。

b）ブリュッセル（I）規則の裁判籍の排除

裁判管轄の合意に関して、同様の第三国問題が生じる。すなわち、ブリュッセル（Ia）規則第 25 条の文言は、構成国裁判所を合意すること（Prorogation）に焦点を当てたものであり、例えば合意により東京の裁判所が管轄権を有するとされるような状況については言及していない。そのような合意が、ブリュッセル（I）規則の裁判籍（例えば、ブリュッセル（Ia）規則第 4 条）の排除（Derogation）にあたる場合、その合意の有効性は、関係する各構成国の国内法（ドイツでは、民事訴訟法第 38 条、第 40 条）ではなく、ブリュッセル（Ia）規則第 25 条に基づいて統一的に判断されるべきことは明らかである[85]。ヨーロッパ司法裁判所は、この点について古い事件では別の見解を示していたが[86]、その後、ブリュッセル（Ia）規則に基づいて、第三国の専属的合意管轄から労働者を保護すべきであると強調した[87]。一方で、ブリュッセル（Ia）規則第 33 条および第 34 条は、どのような要件の下で、第三国の利益のためにヨーロッパ裁判籍に基づく介入がなされないのかという問題については、ヨーロッパ法の問題であることを示唆している。しかし、ブリュッセル（Ia）規則第 25 条第 1 項第 1 文は、国内法の評価に依拠していることも見過ごしてはならない。したがって、この問題の明確な解決策はまったく定まっておらず、それゆえ、この点についても、規則の立法者による態度決定が望まれる[88]。

83） EuGH, 25.2.2025 - C-339/22, *BSH Hausgeräte ./. Electrolux AB*, ECLI:EU:C:2025:108.

84） ヨーロッパ委員会報告書は、ヨーロッパ司法裁判所の判例を引用し、一般的に反射的効力（Reflexwirkung）に反対の立場をとっている。COM (2025) 268, S. 15 f.

85） たとえば、以下の文献を参照のこと。*Linke/Hau* (o. Fn. 28), Rn. 6.8; *Mankowski*, in: Rauscher (o. Fn. 78), Art. 25 Brüssel Ia-VO Rn. 20 ff.

86） EuGH, 9.11.2000 - C-387/98, *Coreck Maritime ./. Handelsveem*, ECLI:EU:C:2000:606.

87） EuGH, 19.7.2012 - C-154/11, *Mahmadia ./. Algerien*, ECLI:EU:C:2012:491.

Ⅳ．並行訴訟の調整

ブリュッセル（Ia）規則に（大きなまたは小さな解決策による）新たな裁判管籍が取り入れられた場合、第三国での競合する訴訟に関する、これまでの規則の適用範囲も拡大されることになろう。なぜなら、前述のように、構成国での手続の審理管轄が規則独自に定める特定の管轄原因に基づく場合にのみ、ブリュッセル（Ia）規則第 33 条および第 34 条は適用されるからである[89)]。さらに、規則の立法者が、第三国との法的交流における承認および執行に関する独自のルールを制定することを決めた場合（これについてはⅤを参照）、これらの規則は、同時に、手続中止の要件として承認予測が肯定されるためにも適用されることに留意すべきであろう。

このような条文に関する編集上の補充を除けば、現在のところ管見の及ぶ限り、ブリュッセル（Ia）規則第 33 条および第 34 条は、その現在の構成において、すでに本質的に成功しており、本当の意味での改革の必要性はないという見解が概ね支持されている[90)]。現在議論されているハーグ管轄権プロジェクト（前掲Ⅲ．1）との調整問題も発生しない。つまり、このハーグ管轄権プロジェクトが EU によって批准されたハーグ条約につながる場合、他の締約国との関係では、このハーグプロジェクトがブリュッセル（I）規則に優先することを明確にするだけで十分であろう。

88） この問題点については、以下の文献で簡単に言及されている。Vorstudie (o. Fn. 6), S. 194 f.

89） また、構成国の管轄権が国内法から生じる場合にはブリュッセル（Ia）規則の第 33 条および第 34 条が適用されないという、時折見られる批判（たとえば、*Domej* [o. Fn. 26], S. 90, 95 f.）も、この拡張により解消されることになる。

90） この点について明示的に言及しているのは、以下の文献である。*Bachmann* (o. Fn. 6), S. 192; *Hess/Althoff/Bens/Elsner* (o. Fn. 59), S. 16. また、以下の文献にも留意のこと。*Eicher*, Die Auswirkungen von Rechtsverwirklichungschancen in Drittstaaten auf die Justizgewährung in Deutschland, 2017, S. 281 ff. もっとも、以下の文献は多様な改革案を示している。*Tichý*, Lis Pendens in the Brussels Ia Regulation with Regard to Third Countries, in: Trunk/Hatzimihail (o. Fn. 12), S. 95, 121 ff.

Ⅴ．承認と執行

1. 規制の必要性

前述のように、第三国で下された判決に関する［ブリュッセル］規則の体系は、2010 年のヨーロッパ委員会の提案および 2012 年改革の対象ではなかった。これまでのところ筆者が知る限りでは、残余管轄の問題に関してヨーロッパ委員会に提出されたような、構成国のルールについての大規模調査も明らかになされていない[91]。最近の学説では、ブリュッセル（I）規則の補充を支持する一定の意見があり[92]、ヨーロッパ国際私法グループ（Groupe européen de droit international privé）は、これを規制技術的に実現する方法について、具体的な提案さえ行っている[93]。

EU は最近、特別法による承認の禁止や二重執行（Doppelexequatur）に関するヨーロッパ司法裁判所（EuGH）の判決（上記Ⅱ．3）などを通じて[94]、第三国で下された判決の承認と執行をめぐる問題に関わっているが、そのことによってブリュッセル（Ia）規則における一貫した解決が不要になったことを意味するものではなく、むしろ規制の必要性がさらに強調されることになる。ヨーロッパ機能条約（TFEU）第 81 条第 2 項（a）は、EU が「構成国間」での相互承認と執行を確保しなければならないことだけを強調しているが、これは第三国で下された判決の承認にも関わることである。なぜなら、この点に関する各国間の基準の違いが、ブリ

91） 以下の文献では、この問題は扱われていない。Vorstudie (o. Fn. 6).

92） たとえば、最近の文献で留意すべきものとしては以下がある。*Bachmann* (o. Fn. 6), S. 151 ff.; *Bonomi*, IPRax 2017, 184, 190 ff.; *Domej* (o. Fn. 26), S. 90, 98 f.; *Hess*, IPRax 2022, 349, 351; *Hess/Althoff/Bens/Elsner* (o. Fn. 59), S. 24 f.; *Laugwitz* (o. Fn. 6), S. 399 ff.; *Meeusen* (o. Fn. 6), S. 285, 308 f. また、基本的に同様の見解を示すものとして、以下の文献がある。*Martiny*, The Recognition and Enforcement of Court Decisions Between the EU and Third States, in: Trunk/Hatzimihail (o. Fn. 12), S. 127, 138 ff.; *Schack*, Das neue Haager Anerkennungs- und Vollstreckungsübereinkommen, IPRax 2020, 1, 6.

93） 前掲・注 40 を参照のこと。ただし、同箇所にある、同グループはこの提案について関連規定を推奨するかどうかをまだ決定していない、という前注（Vorbemerkung）も併せて参照のこと。

94） 今回予定されている改正は、規則の立法者に対して、この見解から距離をおく良い機会となるだろう。以下の文献も同様の立場である。*Hess*, IPRax 2022, 349, 351; *Hess/Althoff/Bens/Elsner* (o. Fn. 59), S. 22 ff.

ュッセル（Ia）規則第 45 条第 1 項（d）が示すように、構成国で下された判決の EU 域内での自由承認に間接的に影響するからである[95]。EU 域内における［判決］承認の自由な往来に加え、EU は、渉外民事事件（必ずしも EU 域内である必要はない）については、円滑な手続の進行を妨げるものを除去すること（ヨーロッパ機能条約第 81 条第 2 項（f））および効率的な司法へのアクセス（同項（e））を、判決手続中および判決終了後も確保することが義務づけられている[96]。ここで留意すべきは、さまざまな理由から、EU に居住する、および / または EU 構成国に帰属する当事者も、第三国で訴訟を行い（行わなければならず）、勝訴した場合には、その獲得した判決を EU 域内で実現することを命じられている点である。なお、構成国が、その国内に所在する財産や企業を、第三国名義の執行から特に強力に保護することにより、EU 域内の競争において地理的優位性を獲得できることは、決して自明ではない[97]。

ここで主張されている見解によれば、EU は、2012 年に、たしかにブリュッセル（Ia）規則第 33 条および第 34 条において第三国での手続を考慮することを規定したが、そこで道半ばで止まってしまい、これに対して、第三国で下された判決が EU の法領域内でどのような効力を拡張するのか（entfalten）、つまり、第三国の判決が承認され、そして必要に応じて執行されるかという、おそらくはさらに重要な別の問題については規定しなかった。

2. ハーグ判決条約（HAVÜ）との関係

ヨーロッパ委員会は、2010 年に、多国間［条約］での解決を先取りすることを望まなかったため、第三国が関連する判決承認に関する法を独自に提案することを見送ったと表明した[98]。一方、2019 年 7 月 2 日のハーグ判決条約はその方法を規定しており、EU はすでにこれを批准しているが[99]、成果はまだそれほどではない[100]。確かに、ハーグ国際私法会議の主な役割は、その条約ができるだけ多くの

95） 以下の文献の指摘は適切である。*Bonomi*, IPRax 2017, 184, 191.
96） この点を明示するのは、以下の文献である。*Bachmann* (o. Fn. 6), S. 151 ff.; *Domej* (o. Fn. 26), S. 90, 99; *Laugwitz* (o. Fn. 6), S. 411 ff.
97） 以下の文献は、同様の立場である。*Bonomi*, IPRax 2017, 184, 190.
98） KOM(2010) 748, S. 5.

国にとって魅力的なものになるよう立案することである。しかし、EU もこの成功に貢献することができるし、また貢献すべきであろう。すなわち、まずは条約の交渉において、そして次に、――日本など――第三国に対して加盟を働きかけることで貢献することができる[101)]。

理論上、EU は、二次法による命令に基づきハーグ判決条約を全面的に拡大することで、ハーグ国際私法会議にさらに一歩近づけることができよう。つまり、EU は、構成国に対して、非構成国の判決にもハーグ判決条約を適用するよう命ずることができよう。しかし、それでもなお、ハーグ判決条約の事項的適用範囲（第 2 条参照）は、ブリュッセル（Ia）規則第 1 条よりも狭く、また、ハーグ国際私法会議は、承認と執行の実施に関する手続上の基準を規定していない（ハーグ判決条約第 13 条参照）ため、規則独自の規定が必要となろう[102)]。

ハーグ判決条約は、確かに少なくとも許容できる妥協案ではあるものの、決して最適とは言えないことを考慮すると[103)]、ヨーロッパの観点からは、EU 域内で、より一層成熟し、かつ既存の二次法とより調和した、第三国で下された判決の承認制度について合意することが検討に値する。しかし、それは、EU がそのような規則を制定した場合、ハーグ条約から再び脱退すべきだということではない。すなわち、EU は、EU 域内において、第三国で下された判決の尊重に関する統一的なルールだけでなく、それとは逆に、構成国の判決を、予見可能なルールの基準に従って第三国に拡張させることを望んでおり[104)]、――そしてこれはハーグ判決条約の

99） Ratsbeschluss 2022/1206 vom 12.7.2022 über den Beitritt der Europäischen Union zum Übereinkommen über die Anerkennung und Vollstreckung ausländischer Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen, ABl. 2022 L 187/1; ausgenommen bleibt Dänemark (Art. 3 Ratsbeschluss 2022/1206).

100） 確かに相当数の国がハーグ判決条約に署名しているが、EU を除けば、これまでに批准したのはアルバニア、アンドラ、モンテネグロ、ウクライナ、ウルグアイ、そして英国のみである。

101） 決議 2024/593（前掲・注 35）第 1 条 b 項を参照のこと。同項によれば、アルジェリアに対しハーグ判決条約批准を勧告するのはフランスの責務である。

102） この点については、以下の文献を参照のこと。*Hau*, Judgments, Recognition, Enforcement, in: Weller/Ribeiro-Bidaoui/Brinkmann et al. (Hrsg.), The HCCH 2019 Judgments Convention: Cornerstones, Prospects, Outlook, 2023, S. 21, 35 ff.

103） より懐疑的な見解を示しているのは、以下の文献である。*Schack*, IPRax 2020, 1, 6.

104） 以下を参照のこと。Ratsbeschluss 2022/1206, Erwägungsgründe Nr. 4 und 5.

批准を決めた第三国にとっては、当然のこととして保証されるものであるが、このことは［EU のハーグ判決条約からの離脱とは］相容れないものだからである。

さらに、EU は、その規則に相互保証の留保を拡張することを追加し、これによって、ハーグ判決条約を採択していない第三国は、EU 構成国すべての判決を承認する場合にのみ、EU における自国の判決承認を期待することができるようになるということも考えられよう。しかし、これは現在の法的状況から後退することになってしまう。例えばドイツでは、民事訴訟法第 328 条第 1 項第 5 号に基づき、日本の判決を承認するには、日本とドイツ間の相互主義が保証されていること（つまり、日本と EU 構成国全体との相互保証は必ずしも必要ではない）だけが問題となる。民商事事件に関する判決承認は、第一に国境を越えた私権の実現（Privatrechtsdurchsetzung）であることを考慮すると、良い手本とともに先頭を進み、将来のブリュッセル（Ib）規則において相互保証の留保を放棄することが適切であると思われる[105]。

3. 適用範囲

規則それ自体の規定の詳細について言えば、その事項的適用範囲は、ブリュッセル（Ia）規則第 1 条に基づき、すなわち、ハーグ判決条約第 2 条よりも広く設定するのが適切である。対象となる第三国の判決に関しては、ブリュッセル（Ia）規則第 2 条（a）およびハーグ判決条約第 3 条第 1 項（b）第 2 文に従って、仮の権利保護（einstweiliger Rechtsschutz）は除外されたままにすべきであろう[106]。さらに、仮の執行名義の実施（Durchsetzung vorläufig vollstreckbarer Titel）は放棄すべきであろうが[107]、これは EU 域内でも繰り返し問題が発生しており[108]、また、

105） 以下の文献は、結論として同様の立場である。*Bachmann* (o. Fn. 6), S. 157.

106） 同様の規定として、以下のものがある。*GEDIP* (o. Fn. 40), Art. 56-1 Abs. 2 lit. c.

107） 以下もまた同様である。*GEDIP* (o. Fn. 40), Art. 56-1 Abs. 2 lit. b; *Martiny* (o. Fn. 92), S. 127, 139.

108） たとえば、以下の文献を参照のこと。*Meller-Hannich*, Vorläufige Vollstreckbarkeit und Sicherungsvollstreckung bei der Europäischen Titelfreizügigkeit, Festschrift Herbert Roth, 2021, S. 785; *Roth*, Vollstreckungsrechtliche Probleme wegen einer im Ursprungsstaat aufgehobenen Entscheidung, IPRax 2021, 541.

ハーグ判決条約でもほとんど対応できていないからである（同条約第 4 条第 3 項および第 4 項を参照）[109]。これに対して、裁判上の和解および公の証書（これは特にドイツの観点からは進歩となろう）の執行は対象に含めるべきであろう[110]。

4. 承認の概念と手続上の問題

ヨーロッパ司法裁判所は、EU 域内での［判決］承認に関しては効力拡張理論を説得的に支持しているが、奇妙なことに、［第三国の］外国判決については、執行に関しては承認国で下される同等の判決以上の効力を拡張することはできないと考えている[111]。このような累積的適用理論（Kumulationslehre）への譲歩は、あまり説得力があるとは言えないが、規則の立法者が、今後の改正において、このヨーロッパ司法裁判所の判例から距離を置かない限り、将来的に第三国の判決についてもこの判例が基礎となるだろう。

ブリュッセル（Ia）規則第 36 条第 1 項に規定されている法律上の自動承認の原則（Grundsatz der *Ipso-iure*-Anerkennung）は、第三国の判決についても用いられているが[112]、第三国名義の執行力は、ブリュッセル（Ia）規則第 39 条とは異なり、ブリュッセル（I）規則第 38 条以下で規定されていた（そして現在も一部の規則で規定されている）執行許可手続（Exequatur）にかからしめるべきであろう[113]（ヨーロッパ扶養規則第 26 条以下、ヨーロッパ夫婦財産規則 / ヨーロッパ・パートナーシップ財産規則第 42 条以下、ヨーロッパ相続規則第 43 条以下）[114]。詳

109） この点に関する問題点については、以下の文献を参照のこと。*Hau*, in: Weller/Ribeiro-Bidaoui/Brinkmann (o. Fn. 102), S. 21, 32.

110） 通説によれば、解釈上（*de lege lata*）、民事訴訟法第 722 条以下は、裁判上の和解も執行力ある証書も対象としていない。たとえば、以下の文献を参照のこと。*Linke/Hau* (o. Fn. 28), Rn. 14.3; *Schack* (o. Fn. 28), Rn. 972.

111） この区別については、以下の判決に留意のこと。EuGH, 4.10.2018 - C-379/17, *Società Immobiliare Al Bosco*, ECLI:EU:C:2018:806; EuGH, 8.6.2023 - C-567/21, *BNP Paribas*, ECLI:EU:C:2023:452. 以下の文献は批判的である。*Linke/Hau* (o. Fn. 28), Rn. 12.7.

112） これに同意する立場として、以下の文献がある。*GEDIP* (o. Fn. 40), Art. 56-2 Abs. 1; *Bachmann* (o. Fn. 6), S. 156. これに対して、疑問視する見解として以下の文献がある。*Bonomi*, IPRax 2017, 184, 192.

113） その限りで同旨を説くのは、以下の文献である。*Bonomi*, IPRax 2017, 184, 192; *Martiny* (o. Fn. 92), S. 127, 141 f.

細については議論が必要だが、ヨーロッパ法による規制がもたらす付加価値は、とりわけ、執行許可手続がすべての構成国で基本的に統一的に形成されることであり、すなわち、それぞれの執行地法（*lex fori executionis*）に委ねられることはないという点にあることは確かであろう[115]。

5. 承認要件および拒否事由

こんにち、実質的再審査（*révision au fond*）の禁止は、ヨーロッパ法そして条約法においても同様に標準的であり（ブリュッセル（Ia）規則第52条およびハーグ判決条約第4条第2項のみを参照）、第三国の判決についても同様に規定すべきである[116]。ただし、非常ブレーキとして、公序良俗の留保（*ordre-public*-Vorbehalt）を放棄することは不可能なように思われる[117]。これにより、ハーグ判決条約第7条第1項（b）のような特別規定がなくても、実務上頻繁に提起されるが、ほとんど実効性のない、［外国訴訟手続において］訴訟詐欺があったとする非難に対処することができる。より適切なアプローチは、ハーグ判決条約第10条をモデルとした、懲罰的損害賠償に対する明確な立場を検討することである。さらに加えて、国内法および/またはヨーロッパ法の介入規範（Eingriffsnorm）に反する第三国の判決を顧慮することを拒否するために、特別な留保が必要かどうかについても議論されている[118]。

さらに、承認管轄（Anerkennungszuständigkeit）に関して、何が適用されるべきかが明確にされなければならない。第三国との関係では相互信頼は前提とすべきではなく、まず［それは］構築されるべきものであることから、ブリュッセル（Ia）規則が規定するような原則的な［管轄］審査の禁止は排除される（第45条第

114） 2007年ルガノ条約第38条以下にも留意のこと。

115） これに対し、*GEDIP*（前掲・注40）は、第56条第9項において、執行が行われる各構成国の国内法に広範囲に委ねることを提唱している。

116） これに同意する立場として、以下の文献がある。*GEDIP* (o. Fn. 40), Art. 56-7; *Bachmann* (o. Fn. 6), S. 156; *Bonomi*, IPRax 2017, 184, 192.

117） これに同意する立場として、たとえば、以下の文献がある。*GEDIP* (o. Fn. 40), Art. 56-6; *Martiny* (o. Fn. 92), S. 127, 141.

118） この点については、以下の文献がある。*GEDIP* (o. Fn. 40), Art. 56-5; *Bonomi*, IPRax 2017, 184, 192.

3 項および第 1 項（e）で狭く定義付けられた例外を参照）。むしろ、承認管轄が認められないことを承認拒否の事由とするのではなく、――ハーグ判決条約第 5 条のように――その存在を承認要件として構成し、その承認要件は肯定的［に規定し］かつ（また、ブリュッセル（Ia）規則第 45 条第 2 項とは異なり）判決国の認定に拘束されることなく解明されるべきであることが推奨されよう[119]。次に、どのような管轄原因があれば十分であるか、すなわち、構成国裁判所の審理管轄を根拠づけるすべての事情が、鏡像的に（spiegelbildlich）、第三国の裁判所にも同様に認められるべきかどうか（ここで示されている見解によれば、それは当然のことである）について議論する必要がある[120]。

その他の承認拒否事由については、第三国との法的交流にそのまま引き継ぐことができるかどうか、あるいは一定の調整が必要かどうかが検討されねばならないであろう。ブリュッセル（Ia）規則第 45 条第 1 項（b）を、――ヨーロッパ内部の法的交流とは異なり――、防御権の確保だけでなく、（民事訴訟法第 328 条第 1 項第 2 号、およびハーグ判決条約第 7 条第 1 項（a）ii 号に若干規定されているように）訴訟開始書面が形式上適式に送達されたかどうかが重要であると厳格に規定することは、推奨に値しないように思われる[121]。むしろ、第三国裁判所が、構成国で開始した並行手続における先行する訴訟係属を無視した場合、承認を拒否することを検討すべきであろう[122]。なぜなら、ヨーロッパ内の法的交流において、その旨の

119） ハーグ判決条約については、以下の文献を参照のこと。*Franzina*, The Jurisdictional Filters, in: Weller/Ribeiro-Bidaoui/Brinkmann (o. Fn. 102), S. 41, 45 f.

120） 鏡像原則の適用については、以下の文献も参照のこと。*Bachmann* (o. Fn. 6), S. 157 f. これに対して、審理管轄と比較して限定的な承認管轄権原因のリストを提唱しているのは、以下の文献である。*Bonomi*, IPRax 2017, 184, 192 f. *GEDIP* (o. Fn. 40) は、第 56 条の 3 において非常に複雑な解決策を定めている。管轄法において統一モデル（上記 III. 1）が採用されることになれば、ドイツにおいては、少なくとも、民事訴訟法第 328 条第 1 項第 1 号を適用する際に、ドイツ法上の管轄原因に加えて、ブリュッセル（Ia）規則の管轄原因も鏡像的に適用すべきかどうかというこれまでの論争は、無意味なものとなるだろう。この点については、一方では、以下の文献を参照のこと。*Linke/Hau* (o. Fn. 28), Rn. 13.10. 他方で、以下の文献も参照のこと。*Schack* (o. Fn. 28), Rn. 982.

121） これと異なるのは、以下の文献である。*Bonomi*, IPRax 2017, 184, 192.

122） 同様の見解として、以下のものがある。*Bonomi*, IPRax 2017, 184, 192. また、以下の文献も参照のこと。*Martiny* (o. Fn. 92), S. 127, 140.

拒否事由が規定されていないという状況は、構成国裁判所がブリュッセル（Ia）規則第 29 条以下［訳者注：訴訟係属等に関する規定］を順守することへの期待に基づくものであるが、その期待はこの場合には妥当しないからである[123)]。第三国との関係における、先行する訴訟係属の保護に関するブリュッセル（I）規則での規定の例としては、不必要に複雑なハーグ判決条約第 7 条第 2 項よりも、民事訴訟法第 328 条第 1 項第 3 号の方が適している。

規則独自の承認拒否事由が回避されないようにするため、（ハーグ判決条約第 15 条とは異なり）たとえば有利性の原則（Günstigkeitsprinzip）を適用するのではなく、むしろ承認に好意的な構成国法の介入を排除すべきであろう[124)]。いずれにせよ、構成国は、他の構成国裁判所が国内法に基づいて第三国の判決を承認または執行が可能であると宣言したことを理由として、第三国の判決を承認または執行する義務を負うことがないようにしなければならない。

Ⅵ. 結論

現在のブリュッセル（Ia）規則は、ヨーロッパ域内だけでなく、第三国が関連する事件についても一定の基準を定めている。しかし、この点に関しては、ヨーロッパ［の規制］と各構成国の規制が明らかに混在しており、現状はむしろ混乱している。今後の改革作業では、将来のブリュッセル（Ib）規則が、第三国との法的交流に関する最終的な規律体系を規定すべきかどうかが議論されている。ここで述べた見解によれば、ヨーロッパ規則の立法者は、このアプローチを採用することが妥当であろう。これに対して、第三国の観点からは、ハーグ国際私法会議の［法的］文書――これまでのところ、とくにハーグ管轄合意条約およびハーグ判決条約――を批准し、すべての構成国との関係において、判決承認に関する統一規則の適用を確保することが推奨されるかどうかを検討する必要がある。そして、こうした状況の

123） 以下の判決は、ヨーロッパ扶養規則について明確化したものであるが、この判決は一般化が可能である。EuGH, 16.1.2019 - C-386/17, *Liberato ./. Grigorescu*, ECLI:EU:C:2019:24.

124） 同様の見解として、以下の文献がある。*Bonomi*, IPRax 2017, 184, 192. もっとも、これと異なる見解として以下のものがある。*Martiny* (o. Fn. 92), S. 127, 143.

中で、EU と日本は、民事および商事事件に関するより緊密な協力のための二国間条約の締結という、もうひとつの興味深い選択肢があることを見失ってはならない[125)]。

【訳者付記】

本翻訳は、2026 年 1 月 31 日（土）に慶應義塾大学三田キャンパスにおいて行われた、ミュンヘン大学（ルートヴィッヒ・マキシミリアン大学ミュンヘン：LMU）法学部ヴォルフガング・ハウ教授による講演原稿の翻訳である。講演テーマの原題は、Die Reform der Brüssel Ia-Verordnung und der Rechtsverkehr in Zivil- und Handelssachen zwischen der EU und Japan である。講演における通訳は、三上威彦・慶應義塾大学名誉教授にご担当いただいた。講演者のハウ教授は、1968 年生まれ、ザールラント大学、トリアー大学などで法律学を学び、トリアー大学リンダッハー教授のもとで、博士論文および教授資格論文を作成している。その後、わが国でも証明責任論に関する研究で著名なムジーラーク教授の後任として、2003 年にパッサウ大学法学部教授に就任された（民法、民事訴訟法および国際私法講座）。2017 年にはミュンヘン大学法学部教授に転ぜられた（民法およびドイツ・国際・比較民事手続法講座）。また、2016 年から 2023 年までミュンヘン高等裁判所判事、そして、2023 年からドイツ国際訴訟法学会理事長なども歴任しておられる。また、本講演会の実施には、石川明教授記念手続法研究所による援助を受けた。なお、訳文中の［　］は訳者による補足である。

125）　EU が主要な第三国と二国間条約を締結することについては、たとえば、以下の文献が主張している。*Pretelli,* Second Part: Survey of Options and Recommondations, in: Possibility and terms for applying Brussels I Regulation (recast) to extra-EU disputes, 2014, S. 37 ff. とくにアメリカ合衆国との承認については、以下の文献を参照のこと。*Schack,* IPRax 2020, 1, 6. これに対して、二国間条約に対して懐疑的であるのは、以下の文献である。*Martiny* (o. Fn. 92), S. 127, 136 f.